

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 地域統括会社の優遇税制

日系企業は東南アジアに地域統括拠点を設置する際、優遇税制、充実したインフラ、優秀な人材、アジア諸国へのアクセスの良さなどからシンガポールを選択するケースが多いと言われていますが、一方で多くの進出企業は、賃料・人件費の高騰など運営コスト上昇に直面している側面があります。

シンガポール周辺諸国（タイ・マレーシア）にも以下のような地域統括会社の優遇税制があります。特に、タイでは外資系企業誘致のために地域統括会社の優遇税制の拡充が行われました。シンガポール以外の周辺諸国でも地域統括会社を呼び込む体制が整備されつつあります。

優遇税制の比較一覧

国/名称	シンガポール/RHQ/IHQ	マレーシア/Principle Hub	タイ/IHQ
軽減税率	RHQ: 最長5年間15% IHQ: 最長10年間10%以下	Tier1 0%, Tier2 5%, Tier3 10% (事業規模Tierにより異なる)	下記(A)の所得 免税 下記(B)の所得 10%
対象期間	最長10年間	最長10年	15年間
対象所得	統括業務に係る前年比増加所得 (経営管理、知財管理、研究開発、 物流管理などが対象。実際には、 当局との折衝により決定)	関連会社などに対する統括業務に係る所得	海外関連会社への①認可サービスの統括業務による収入②ロイヤリティ収入③配当金収入④関連会社株式売却収入など(A) タイ国内関連会社への上記①②の収入(B)
要件	RHQ: 以下のすべてを満たすこと ・資本金増加(1年以内に最低S\$20万、3年目以内に最低S\$50万) ・3年以内に「3種類以上の統括業務を3カ国以上に行う、10名以上の専門職者の追加雇用、上位5名の管理職者の平均報酬を年間S\$10万以上」などの要件を満たすこと ・Skilled employment(有資格者)が従業員の75%以上であることなど IHQ: 上記要件を大幅に超えること(当局との交渉により適用の可否を決定)	・資本金 RM 250 万以上 ・年間売上 RM 3 億以上 ・3 社以上の企業を統括 ・3 種類以上の適格統括業務を提供し統括・管理すること ・マレーシア人への教育訓練制度があること ・マレーシアの銀行を利用すること + ・最低月額給与 RM 5,000 で高付加価値専門職を15人~50人(※)以上いること ・最低月額給与 RM 25,000 以上の戦略経営職3~5人(※)以上いること ・事業支出が RM 300 万/年~RM 1,000 万/年(※)以上あること ・統括対象国が3~5カ国(※)以上あること ※ Tier3 → 1 にかけて要件が厳しくなる	・会計年度末に1千万バツ以上 の資本金があること ・海外の関連会社に統括業務を提供すること(最低1社以上) ・年間15百万バツ以上の減価償却費を除く販管費を計上すること
留意点	前年比増加所得についてのみしか軽減税率の適用を受けられない	優遇度合いは高いが、要件のハードルも高い	要件のハードルは比較的安く優遇内容も魅力的

お見逃しなく！

地域統括会社は、タックスヘイブン税制の適用除外要件を比較的容易に満たすことができます。地域統括会社の設立国選択に当たっては、租税条約のネットワーク、配当・使用料・利子に関する支払側と受取側の源泉課税・法人課税、傘下の孫会社売却時におけるキャピタルゲイン課税についても検討しておく必要があります。